

議員提出議案第3号

マイナンバーカードの普及状況を地方交付税や各種交付金に  
反映させることに反対の意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月22日

坂野 経三郎

西村 弥子

森 雅幹

尾崎 薫

浜田 妙子

興治 英夫

伊藤 保

福間 裕隆

マイナンバーカードの普及状況を地方交付税や各種交付金に  
反映させることに反対の意見書

政府は、来年度以降の普通交付税の算定に、各自治体のマイナンバーカード交付率を反映させる方針を示しています。地方交付税は、すべての自治体が一定の行政サービスを行う財源を保障するために、国が自治体の代わりに徴収し、財源の不均衡を調整する「地方固有・共有の財源」であり、地方交付税を利用して自治体に圧力をかけ、強引に政策誘導する手法は、地方自治の理念、交付税の精神に反すると言わざるを得ません。

また、地方創生などに関連する3つの自治体向け交付金（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、デジタル田園都市国家構想推進交付金）をデジタル田園都市国家構想交付金として再編することとしていますが、「マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況をデジタル田園都市国家構想交付金による支援に際して評価することについて検討する」（デジタル田園都市国家構想基本方針、2022年6月7日閣議決定）として、デジタル田園都市国家構想交付金の一部について、カード交付率が全国平均以上であるとする等、交付金の採択に当たってマイナンバーカードの普及状況を勘案しようとしています。

マイナンバーカードの取得はあくまでも国民の任意の申請に基づくものであり、カードの普及率向上にむけた取組の責任があたかも自治体にあるかのような姿勢は問題です。政府目標を達成するため、地方交付税や各種交付金を利用して自治体に圧力をかけ、強引に政策誘導する手法は、地方自治の理念に背くものであり、厳に行わないよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣様  
総務大臣  
デジタル庁大臣  
デジタル田園都市国家構想担当大臣